

宮崎県において資源管理を行うための方針（案） 新旧対照表

新	旧 (R6.4.1 公報 第 496 号)
<p style="text-align: center;"> <u>令和2年12月1日制定</u> <u>令和3年4月1日改正</u> <u>令和3年7月1日改正</u> <u>令和3年12月24日改正</u> <u>令和6年4月1日改正</u> <u>令和7年1月1日改正</u> </p> <p>第1～7 (略)</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p>1 特定水産資源は、下記の<u>8種</u>とし、これらの具体的な資源管理方針は別紙1のとおりとする。 まいわし太平洋系群、まあじ、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか、まさば及びごまさば太平洋系群、<u>かたくちいわし太平洋系群</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定水産資源以外の水産資源のうち、本県において資源評価を行っている下記14種ごとの具体的な資源管理方針は、別紙3のとおりとする。 あまだい類太平洋中・南部海域、かさご宮崎県海域、さばふぐ類宮崎県海域、まだい太平洋南部海域、さわら太平洋中・南部海域、おおにべ宮崎県海域、しいら太平洋中・南部海域、いせえび太平洋中南部海域、かます類太平洋中・南部海域、ひらめ太平洋南部海域、くるまえび宮崎県海域、あおめえそ類太平洋中南部海域、あおりいか宮崎県海域、いわししらす宮崎県海域</p>	<p>第1～7 (略)</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p>1 特定水産資源は、下記の<u>7種</u>とし、これらの具体的な資源管理方針は別紙1のとおりとする。 まいわし太平洋系群、まあじ、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか、まさば及びごまさば太平洋系群</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定水産資源以外の水産資源のうち、本県において資源評価を行っている下記14種ごとの具体的な資源管理方針は、別紙3のとおりとする。 あまだい類太平洋中・南部海域、かさご宮崎県海域、さばふぐ類宮崎県海域、まだい太平洋南部海域、さわら瀬戸内海系群、おおにべ宮崎県海域、しいら太平洋中・南部海域、いせえび太平洋中南部海域、かます類太平洋中・南部海域、ひらめ太平洋南部海域、くるまえび宮崎県海域、あおめえそ類太平洋中南部海域、あおりいか宮崎県海域、いわししらす宮崎県海域</p>

(別紙 1 - 1) ~ (別紙 1 - 6) (略)

(別紙 1 - 7)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし太平洋系群(体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 3 において同じ。)(ステップアップ管理対象資源)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

宮崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中

陸揚げした日からその日の属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、全量を知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮崎県かたくちいわし漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、下表のとおりとする。

(別紙 1 - 1) ~ (別紙 1 - 6) (略)

(新設)

漁業の種類	漁獲努力量
大型定置漁業	11か統
小型定置網漁業（共同漁業権）	15件
中型まき網漁業	19か統
小型まき網漁業	15か統
いわし棒受網漁業	38隻

また、かたくちいわし太平洋系群のうち、しらす（かたくちいわし太平洋系群のうち、体色が銀色のもの以外をいう。）を漁獲対象とする漁業においては、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙2-1）～（別紙2-4）（略）

（別紙3-1）～（別紙3-4）（略）

（別紙3-5）

第1 水産資源

さわら太平洋中・南部海域

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される高位の資源水準を維持する。
 なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3～4（略）

（別紙3-6）～（別紙3-13）（略）

（別紙2-1）～（別紙2-4）（略）

（別紙3-1）～（別紙3-4）（略）

（別紙3-5）

第1 水産資源

さわら瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される中位の資源水準を維持する。なお、MSYベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする

第3～4（略）

（別紙3-6）～（別紙3-13）（略）

(別紙 3 - 14)

第 1 いわししらす宮崎県海域 (宮崎県海域で漁獲されるまいわし、かたくちいわし及びうるめいわしのしらすのことをいう。)

第 2 資源管理の方向性

いわし類成魚の資源状況等に留意しながら、資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を 2,000 トン程度に維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 ~ 4 (略)

(別紙 3 - 14)

第 1 いわししらす宮崎県海域 (宮崎県海域で漁獲されるまいわし、かたくちいわし及びうるめいわしのしらすのことをいう。)

第 2 資源管理の方向性

現在、本資源の資源評価は行われていないため、いわし類成魚の資源状況等に留意しながら、資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を 2,000 トン程度に維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 ~ 4 (略)